

日本バス協会事務局より補足

主な内容

【変更命令の発動の考え方】

旧)

第3. 変更命令の発動の考え方

第2. により算定した基準運賃額から上限30%、下限10%の幅を設けた場合に、当該幅に比べて届出運賃額の幅が大きい場合に、変更命令の発動を検討する。



新)

第3. 変更命令の発動の考え方

届出運賃額が第2. により算定した運賃額を下回る場合に、変更命令を発動する。